

3-1 国際紛争を避けるしくみ <基礎編>

国際連合はどのような活動をしているのだろうか？

集団安全保障のしくみ

国際社会には国内とは異なり中央政府が存在しない。そのため国家間の紛争は軍事力の行使にいたる例が多く、戦争を防ぐさまざまな方策がとられてきた。

古典的なしくみは、対立する国家間の力を均衡させ、おたがいに戦争をしかけられない体制を築くことで戦争の勃発を防ぐという**勢力均衡**の考え方である。複数の国にわたる場合は、同盟を形成して勢力の均衡を図ろうとする。しかし、各国とも自国に有利な状況を可能な限り追い求めたし、そもそも勢力を明確にはかる基準がなかった。そのため勢力均衡政策をとると際限のない**軍拡競争**に陥り、しかもその多くは戦争にまで至った。

こうした勢力均衡の欠陥を乗り越えようとしたのが、**集団安全保障**というしくみである。複数の国家が条約などによって、その締約国からなる国際体制をつくる。ある国が条約を破って武力で他国を侵略した場合に、条約に加入した残りのすべての国への攻撃とみなし、侵略国を制裁するしくみである。これによって、いずれの国も勝利の見込みのない戦争を開始するはずはなく平和が維持されるというのが集団安全保障の考え方である。

国際連盟と国際連合

集団安全保障のしくみは、第一次世界大戦の**国際連盟**によって実現された【①】。しかし国際連盟は第二次世界大戦を防ぐことができなかった。国際連盟が創設された時点では米ソが参加しておらず、また後にはドイツ・日本・イタリアなどの有力なメンバーが脱退したことで、事実上、指導力を発揮できる加盟国がなかったこと、また決定方式が**全会一致**であったために迅速有効な対応がとれず、仮に何らかの決定をしても経済制裁などの勧告しか出せなかったことが背景にある。

これに対して、第二次世界大戦中の1945年に成立した**国際連合**では、安全保障理事会においては米ソを含む5大国が一致しなければ意思決定できないしくみや、総会においては1国1票の**多数決**のしくみが入れている。

コメント [Tt1]: このページ全部 : 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p162

①国際連盟は、平和14ヶ条を唱えた当時のアメリカ大統領ウィルソンによって提唱された、平和の維持をめざす歴史上初の国際機構であった。

④勢力均衡と集団安全保障

